

平成26年第4回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成26年12月19日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
市民福祉部次長	杉原功一	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	藤澤和昭	総務部 総務課長	大野義昭
総務部 財政課長	白井栄次	市民福祉部次長	三浦洋介
市民福祉部 生活環境課長	西山宏史	市民福祉部 健康増進課長	岩崎賢治
市民福祉部 高齢福祉課長	古屋敦子	建設経済部 農林課長	志賀雅彦
教育長	永富康文	病院事業 管理者	高橋睦夫
病院事業局 管理部長	金子 彰	代表監査委員	三好輝廣
消防長	阿野一俊	上下水道 局長	松野哲治

教育委員会
事務局 局長
教育委員会事務局
生涯学習スポーツ推進課 課長
監査委員
事務局 局長

山田悦子
内藤賢治
小田正幸

教育委員会事務局
教育総務課 課長
病院事業局 管理部
経営管理課 課長
上下水道事業局
管理業務課 課長

千々松雅幸
古屋壮之
三戸昌子

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 16 号 美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 18 号 美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 19 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 5 議案第 20 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 21 号 美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制
定について
- 日程第 7 議案第 22 号 美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 8 議案第 23 号 美祢市健康づくり推進協議会条例の一部改正につい
て
- 日程第 9 議案第 24 号 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改
正について
- 日程第 10 議案第 25 号 美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 26 年度美祢市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 26 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 26 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 14 号 平成 26 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 1 号）

- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 2 9 号 美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 3 0 号 美祢市火葬場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 3 1 号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 3 2 号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 3 3 号 美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 3 4 号 美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 3 5 号 土地改良事業の施行について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、議案第16号から日程第25、議案第35号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 登壇〕

○教育経済委員長（萬代泰生君） ただいまより、去る12月8日に開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案8件について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

議案第18号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、このたびの調理場の統廃合について、保護者から反対意見はなかったかとの質問に対し、施行部より、該当する小中学校の保護者に対し説明を行いました。特に大きな反対意見はありませんでしたとの答弁がありました。

次に、指定管理者の指定に関する議案について、委員より、指定管理者の選定方法が非公募の場合、選定審査会の採点結果はどういう意味を持つのかとの質問に対し、執行部より、非公募の場合でも、おおむね6割ないし7割以上の採点結果を得

られなければ、指定管理者として選定できない規定ですとの答弁がありました。

次に、議案第35号土地改良事業の施行についてであります。委員より、危険ため池の整備を実施する順番について、また、単年度に整備される件数について質問があり、執行部より、現在、危険ため池として指定している14カ所について、今後整備を実施していく予定ですが、整備する順番については未定です。また、整備件数については、事業の実施主体が県であれば、複数のため池を整備する場合がありますが、市の事業では1カ所ずつという形で実施していますとの答弁がありました。

次に、その他の項の初めに、教育長より美祢市いじめ調査委員会を12月2日付で設置した旨の説明がありました。

次に、委員より、農業振興地域内での農地転用について、転用の許可が下りるまでかなりの時間かかっているが、なぜかとの質問に対し、執行部より、農業振興地域内の農地を転用するには、まず県に対して農業振興地域の除外申請をする必要があります。この申請は年2回、農林課で受け付けており、県の許可が下りた後、農地転用の手続を行うことになるため、時間を要しているものですとの答弁がありました。

さらに、委員より、除外申請の受付回数をもっとふやすことはできないかとの質問に対し、執行部より、今後検討させていただきますとの答弁がありました。

次に、委員より、来年から秋吉台科学博物館の休館日が毎週月曜日に変更されることから、修学旅行客の減少につながらないかと危惧している。何か対策はお考えかとの質問に対し、執行部より、休館日の変更については、館内の展示物の更新やケアなどを毎週1回実施したいという目的から、毎週月曜日とするものです。修学旅行客への対応としては、この休館日の変更について、旅行会社や毎年来られる県内外の小中学校に通知するなどしていますが、今のところ、通知先から困るといった旨の御意見はお伺いしていませんとの答弁がありました。

このことについて、委員より、修学旅行客については、職員のOBや民間の方でも対応できると思う。平日の休館が修学旅行の旅行行程に影響しないよう対策を検討してほしいとの要望がありました。

他の質疑等については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育経済委員長 萬代泰生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務民生委員長（河本芳久君） ただいまより、去る12月5日開催の総務民生委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議で、本委員会に付託されました市長提出議案15件について審査いたしました。その結果について、まず御報告いたします。

議案第12号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数で、その他残り14議案については全会一致で、原案のとおり可決されました。

それでは、議案審査の過程における主な質疑について御報告いたします。

まず、議案第20号美祢市国民健康保険条例の一部改正について執行部より説明があり、これに対し、委員より、出産費は平均幾らかかるかとの質問がありました。執行部から、出産費の平均金額は40万3,218円となっています。今回改定後の費用は40万4,000円とほぼ同額となっていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、改定に伴い、補正予算はどうなるかとの問いに対し、執行部より、支給金額は1人につき42万円と変わっていないので、補正は必要ありませんとの答弁がありました。

次に、議案第24号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、委員から、美祢市の廃棄物処理を行う指定業者は何社であるかとの問いがあり、執行部から、五、六社との答弁がありました。

続いて、委員より、今回の条例改正で、回収された一般廃棄物は市の所有になるが、指定業者以外の者がこれを持ち去った場合の罰則規定はどのようなになっているかとの問いに対して、執行部より、警察の助言を得て、罰則規定は盛り込んでおりません。しかし、事案が発生すれば、警察署と連携し、窃盗罪としても対応してい

く考えですとの答弁がありました。

次に、議案第12号平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員より、後期高齢者支援金増額など賛成できる部分はあるが、医療費の1割負担が2割になり、社会保障制度をよくすると言いながら負担が多くなっているため、この議案には反対との意見がありました。

次に、議案第13号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員より、一般管理費のシステム改修は制度改正によるものであり、財源は国庫補助が主であると思うが、経費716万円に対し、国庫補助が150万円程度しかない。美祢市は補助対象にならない特別なシステムを導入しているのかとの問いに対して、執行部より、美祢市が特別なシステムを導入しているわけではなく、他市の状況を見ても同程度の経費がかかっている。国庫補助金については、国は被保険者の数によって単価を設定しており、これにより算出していますとの答弁がありました。

次に、議案第26号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について、委員より、非公募の指定管理者の採点、すなわち合計得点に係る規定はどのようになっているのかとの問いに対し、執行部から、非公募でも採点結果は6割ないし7割以上満たさないと指定できない指針となっていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、山口ケーブルビジョンに対しては数値が低く感じる。この採点結果から改善点があるのかとの質問に対して、執行部より、選定審査会の採点は絶対評価であり、単純に他の施設との比較は難しいと思われまます。審査会の意見等を踏まえ、これを精査され、改善されるものと考えておりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、改善しましたという報告を受けるのは、次の審査会までは出てこないのかとの質問に対し、執行部から、指針でモニタリングという制度を設ける。年一回、各所管において、モニタリング調査を行っており、その結果を報告するというシステムをつくっているとの答弁がありました。

続いて、委員から、山口ケーブルビジョンの利用目標が91%から92%となっておるが、26年度の利用者はどのくらいになっているのかとの問いに対し、執行部から、利用者数6,507名、91.3%との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案15件の審査を終了いたしま

した。

その他の項で、委員より、このたび、病院会計の補正予算に係る補填財源の残高について説明が求められました。執行部より、調査の上、後日説明するとの答弁がございました。後ほど、この場で説明をしていただくことになっております。

また、その他として、付託議案の審査内容に関し、委員より意見がありました。内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、必要であれば所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えておきます。

〔総務民生委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） ここで、古屋経営管理課長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。古屋課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（古屋壮之君） それでは、去る12月5日に開催されました総務民生委員会におきまして、その他の項目で、竹岡委員より御質問のありました事項について御説明させていただきます。

竹岡委員より、美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）概要説明書の5ページに記載しております補填財源計算書の最下段、補填残高が、平成25年度決算におきまして、補填残高として12億4,488万円が計上されていたものに対して、平成26年度予算において4億4,984万円と激減している理由はどの御質問でございました。

この原因といたしましては、平成26年度病院等事業会計当初予算におきましては、地方公営企業会計の新制度への移行を反映させたものとなっておりますのでございます。

新会計制度への移行を反映させる際に、その中で最も大きく影響を及ぼしたものは、病院等事業会計に即する職員、医療従事者であります。これらに係る退職給付引当金があります。

これは、病院等事業会計に属する職員が期末時点で退職するものとして想定される退職金相当額を、経理上におきまして費用として処理することにより、将来発生することが想定される費用を明確化するものでございます。

今回の新制度移行に当たりましては、病院等事業職員の平成25年度末における

退職給付引当金を一括計上することが義務化されたことになり、総額にして約8億円余りを特別損失として収益的収支に費用計上することとなりました。

これによりまして、平成26年度当初予算における収益的収支におきましては、約7億円の純損失を当初の段階から計上せざるを得ないものとなったところでございます。

次に、補填可能額欄の中で、長期前受金戻入金につきましても、新制度移行に伴う科目でございまして、これは、これまで行ってまいりました施設整備等の建設改良事業に対して、既に受け入れを行っております国・県から交付された補助金や企業債償還等に対する繰入金を新制度における経理上、収益化させたことになったものでございます。

なお、長期前受金戻入金につきましては、収益的収支で医業外収益として計上しておりますが、実際、当期において、現金収入を伴うものではございません。そのため、補填財源の計算を行う際におきましては、減額調整を行っているものでございます。

また、同じ欄の中で、特別利益を計上しておるところでございまして、これは、病院等事業において、施設設備等の一部をリースにより導入しておるところでございまして、これらのリース資産に係る新制度移行処理におきまして、リース資産とリース債務、この差額を特別利益として、長期前受金戻入金と同様に収益的収支で収益として計上し、補填財源において同様の調整を行ったものでございます。

新会計制度移行に伴う結果といたしまして、これまで補填残高計算書において、例年十数億円程度の補填残高を計上してきましたが、これらの新制度への移行に伴う影響を受けた結果といたしまして、現在の補填残高の見込み数値、約4億5,000万円弱となったところでございます。

なお、これに対しまして、病院等事業会計における資金の状況につきましては、補正予算書9ページに掲載しておりますけれども、平成26年度病院等事業予定キャッシュフロー計算書をお示ししております。その中で、業務活動におけるキャッシュフローにおきまして、今回、経理上大きく影響した退職給付引当金は増額計上され、最終的に期末残高の資金につきましては、約13億円余りを病院等事業会計にプールされる見込みとなっております。

これらのことによりまして、補填財源計算書上では、補填残高の減少ばかりが目

についてのございますけれども、これまでと同程度の資金を保有しておりますので、実質的な病院経営上におきましては、現時点では問題はないものというふうと考えております。

以上で、御説明とさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君） ただいまより、去る12月8日に開催いたしました予算委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第11号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて、原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、衛生費の補正について、肺炎球菌ワクチンなどの予防接種事業は大変重要であると思うが、財源に国・県からの支出金が全く計上されていないのはなぜかとの質問に対し、執行部より、肺炎球菌の接種費は、個人負担分を除いて、市が全額負担するものです。その費用の一部は交付税措置により補填されることとなりますとの答弁がありました。

また、委員より、肺炎球菌ワクチンの接種について、本市における補助対象者数はいかほどかとの質問に対し、執行部より、この事業は5年間で65歳以上の方、全てを対象に、肺炎球菌ワクチンの接種費用を補助するものです。65歳から5歳刻みの誕生日を迎える方が対象で、今年度の補助対象者数は2,255名です。なお、今年度、補助対象者になられている方が接種をされなかった場合、来年度以降は補助対象外となりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市が管理しているグラウンド等の施設は、地域に若者がいないため、利用者数が減少傾向にある。このような施設の利活用状況と今後の対応についてお伺いするとの質問に対し、執行部より、グラウンドや運動広場については、今後の利用状況を見て廃止するか、また、多目的広場として利用し、維持していく

かを検討することになると思いますとの答弁がありました。

さらに、委員より、嘉万老人憩いの家の施設を廃止するとの情報もあるが、この施設への対応をいかがお考えかとの質問に対して、執行部より、本市では、地域の高齢者に対し、教養の向上とレクリエーションの場を提供し、もって心身の健康増進を図ることを目的に、市内に老人憩いの家を3カ所設置しています。嘉万老人憩いの家は浴場を併設し、地域の皆さんに御利用いただいておりますが、浴場施設について、設備等の老朽化が進み、修繕に多額の費用が見込まれること、また、利用者数の状況を勘案し、さらに定期的な利用者の御意見もいただいたところ、今年度をもって廃止する方向で検討しています。なお、現在秋芳地域で実施している送迎バスの運行については、経路等を見直し、継続する予定ですとの答弁がありました。

その他の質疑等もございましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまより、議会改革推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月12日に委員会を開き、協議いたしましたので、その協議の経過につ

いて御報告申し上げます。

委員会に先立ち、12月10日に、議員定数の適正化に関する事項及び議会改革推進に関する事項の2つの分科会が開催されました。

まず、議員定数の適正化に関する事項について、座長より、分科会における協議の結果、議員定数を16、もしくは17とすることが妥当という意見を取りまとめたとの報告がありました。

これに対して、委員から特段意見はなく、本特別委員会の協議結果としては、議員定数を16、もしくは17とする旨、本委員長報告において御報告することとなりました。

次に、議会改革推進に関する事項については、分科会から具体的な審議内容の案として、美祢市議会議員の政治倫理条例の改正（案）が本委員会に提出され、委員会での審議内容に加えるよう要望がありました。

このことについて、提案説明がなされた後、委員に意見を求めた結果、全員異論はなく、本特別委員会における審議内容として加えることとなりました。

その他、座長より、分科会における協議経過について報告がありましたが、詳細については割愛いたします。

なお、議員定数の適正化に関する分科会につきましては、一応の結論が出ましたので、今回をもって終結することとなりました。

また、議会改革の推進に関する分科会は、まだ協議する事項がありますので、座長に引き続き分科会の開催をお願いいたしました。

以上、議会改革推進特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 議会改革推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。
坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、12月10日の議会改革推進特別委員会の議会改革部会において、その他のところで重大な案件だということで発言を申し上げましたが、ただいまの委員長の報告では、詳細は割愛するというので、一言も触れられませんでした。これについて、私はぜひ、委員長が発言なさらなければ、この場で発言させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。いいですか。

○議長（秋山哲朗君） 今、委員長報告に対する質疑でありますから。

- 3番（坪井康男君） はい。欠落していますので、どうしてでしょうかと。
- 議長（秋山哲朗君） どうしてでしょうかということの御質問ということですか。
- 3番（坪井康男君） はい。詳細は割愛するということだったんです。
- 議長（秋山哲朗君） どうぞ、ちょっとお座りください。荒山委員長。
- 議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまの件ですが、確かに坪井委員さんからいろんなお話があったことは事実でございます。
- ただ、皆さんおられる中でございましたので、詳細については割愛をさせていただきます。
- 坪井委員さんからは、恐らく議長の権限のお話じゃないかなと思いますけども、議長の権限につきまして、坪井委員さんのほうから分科会におきまして、るる発言があったことは事実でございます。
- 議長（秋山哲朗君） 坪井議員。
- 3番（坪井康男君） その発言の要点だけでも結構ですから、おっしゃっていただいけませんか。何のために、私は発言したかわかりません。そういう格好で、何か発言が無視されたも同然なんで、これ私はちょっと了解できません。要点だけで結構です。議長の職務権限、何を発言したか、おっしゃっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（秋山哲朗君） 荒山委員長。
- 議会改革推進特別委員長（荒山光広君） それでは、当日の座長さんの報告に基づきまして、報告させていただきます。
- 議長権限につきまして、お話がありました。
- 議長の権限は、議場の秩序保持や議事を整理する議事整理権や、対外的に議会を代表する議会代表権などであることから、市民団体等から議会に提出された要望等の取り扱いについては、議員全員協議会や議員運営委員会の中で取り扱いについて検討されたいとの意見がありましたということでございます。
- なお、この件につきましては、去る9月26日の特別委員会でも確認をされておるということで、座長さんの報告があったところでございます。
- 議長（秋山哲朗君） よろしいですか。
- 3番（坪井康男君） よくないですけど、それ以上言っても拒否されますから、やめます。

○議長（秋山哲朗君）　そうですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君）　質疑なしと認め……三好議員。

○8番（三好睦子君）　委員長さんの報告の中で、議員定数の報告がありましたが、16から17で、今、説明された中では何かそれで決まったような言い方でしたけど、何も意見がなかったとありましたが、その、この前の報告のところで、定数について意見を述べる場ではなかったの、（発言する者あり）その報告についてどうかって聞かされただけでしたから、採決では、16から17がよいかっていう採決ではないと思いましたので言いませんでしたが、今の報告では、16から17に決まったような感じでしたが、決まったんでしょうか。

○議長（秋山哲朗君）　荒山委員長、今から定数の流れ、ちょっと三好議員、理解できてないようですから。荒山委員長。

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君）　本委員会では、座長さんからの報告で、分科会とすれば16、もしくは17とすることが適当という報告がありました。本委員会で、この件について、皆さんいかがいたしましょうかということでしたけども、特段の意見がございませんでしたので、特別委員会として、議員定数を16、もしくは17とすることを委員長報告をさせていただくということに決しました。

これは事実でございますが、今後の流れとしましては、特別委員会で16、もしくは17とするというように決しましたので、これから後は、また議長さんの計らいで、どういうふうに決めていくのか。一つの方法とすれば、議会運営委員会に諮って決定をすること。もう一つの方法とすれば、再度、特別委員会を開いて決することの二つがあるかと思えますけども、本委員会の決定といいますか、報告として16、もしくは17とすることという報告をしましたので、これから後は、また議長さんの采配があるかというふうに思っております。

○議長（秋山哲朗君）　三好議員、はいどうぞ。

○8番（三好睦子君）　その場で私の意見を言わなかったのが悪いのかと思いましたが、意見を述べる時が、またあると思ひまして言いませんでしたが、議員を削るっていうことは民意を削ることなので、削るべきではないと言いたかったんですが、ちょっとその場が違うと思ひまして言いませんでしたが、私はそういう意味で言いましたから、議員定数16から17に賛成しているわけではありませぬので、

気持ちだけを伝えておきます。

○議長（秋山哲朗君） 今、荒山委員長が申したとおり、これからの方向性、二つの方向性があるというふうに言われたと思いますけども、恐らく議運のほうに諮るようになろうかと思しますので、三好議員は、また議運のメンバーでありますから、そこでしっかり意見を言われたらいいんじゃないですか。よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会改革推進特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第16号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第18号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第4、議案第19号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第21号美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第22号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号美祢市健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第24号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成26年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今年度から、70歳から74歳までの医療費の窓口負担が、今まで1割だったのが2割になっています。それに加えて、国保税が今年度から値上げされてます。国保加入世帯は負担が多くなってますので、この法制に反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成26年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） これは意見というよりも、法令の制度趣旨からいって、どういうことか、私、今から申し上げますので、確認をしていただきたいという要望という意見です。

といいますのは、12月1日に、私はMYTの問題について一般質問いたしました。そのときに田辺総合政策部長とのやり取りの中で、はっと私、実は気がついたことでございます。

といいますのは、MYTというのは通称で、これは美祢市所有の施設であると、放送施設であると、こういうふうなお話でありました。しからば、その放送施設を使って放送事業をするのは美祢市であると、こういう回答でございました。

そこで、私、頭が混乱しまして、何だかわかんなくなっちゃったんです。私が、それまで理解していたのは、MYTなる放送施設は、山口ケーブルビジョンに指定管理をして、その放送施設を使つての管理運営は、山口ケーブルビジョンがやるものとばかり誤解をしておりました。

ところが、実際はMYTの放送法に基づく放送事業者っていうのは美祢市だと、こういうお話なんで、しからば、その指定管理をしたMYTなる美祢市所有の放送施設の運営管理、放送すること自体が含まれるのか、含まれないのか、その辺が私、よくわからなくなつたんで、確認をお願いしたいということです。制度趣旨です。指定管理制度の指定趣旨、指定管理制度の趣旨です、制度趣旨。で、そういうことになるかなど。普通、素直に考えれば、当然、指定管理を山口ケーブルビジョンに指定したわけですから、放送事業も含めて山口ケーブルビジョンに委託したと、こ

のように理解してたんですが、どうもそうじゃないような、曖昧な不透明なところがありますんで、これは、今、御答弁の必要ありませんけど、次回の何らかの機会までに、ぜひ確認をしていただきたいと。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） この件につきましては、また折を見ながら報告するというところでよろしいですね。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第27号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第28号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第29号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第31号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第32号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この直売所みとうは利用者が多くて、美祢市内だけでなく近隣の市からも利用者が多くあります。観光やその他の情報発信地でもあります。

ですから、竜巻、また熊、そして交通状態、雪のときの交通状況など、そういった危険で緊急な情報の発信地でもありますし、こういったときに告知放送、美東には告知放送があるんですが、その設備等、それからトイレの改修などを以前に要望書が出てますが、この早期の解決をお願いします。

その告知放送につきましては、確認いたしましたら、もう既に取りつけるように準備がなされているということですが、今の件について、トイレのことと、告知放送、早期に改善していただきますようお願いいたします、賛成意見とします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第33号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） これまで農林課の所管になっていますが、先生方とか、研修、そして児童・生徒の夏のキャンプ等、教育委員会や各課の横の連携で行事の情報を

これからも提供していただき、この施設が利用され、地域が元気になるよう支援をお願いいたしまして、賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第34号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第35号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長、御挨拶がございましたら、お願いをいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 平成26年12月定例市議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を皆様方に申し上げたいというふうに思います。

今期定例会に提出をいたしました重要な諸議案につきまして、慎重に御審議を賜りまして、原案のとおり、ただいま御議決をいただきました。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、本年は、私の政策の柱であります観光立市交流拠点都市のより一層の実現に向けまして、国際交流の推進、それから六次産業の創出、そしてジオパーク活動の推進、これら3つのエンジン、トリプルエンジンと呼んでおりますけれども、これを柱に地域振興を加速させるべく、また、定住対策を中心とした諸課題解決のために、精力的に取り組んでまいったところであります。

まず、一つ目のエンジンであります国際交流の推進につきましては、台湾との交流を積極的に進めてまいりました。昨日も日本経済新聞の記者が東京から来られまして、日経新聞で特集をしたいということで、1時間ほどインタビューを受けましたけれども、この台湾との交流につきましては、もう全国的に美祢市がただ1市、全国で台湾と公的関係を結んでおるということが、今、注目を集めているということでございます。このこと、2月には台湾でジオパーク認定を目指す野柳地質公園と観光交流・学術交流促進に関する協定書を本市観光協会が締結をいたしまして、8月には台湾南投縣立水里国民中学校と本市の於福中学校が姉妹校として調印を行うとともに、水里国民中学校の生徒22名の方が、この美祢市内にホームステイをされまして、交流を深めてまいったところであります。また、日本との経済交流を推進する台湾の団体の責任者、代表者の方でいらっしゃいますが、この方が本市を訪問されまして、本市の特産物や観光資源を視察されておられます。

このほか、台北市議団の来訪や、市内商工業者のみね台湾経済貿易商談会への参加など、本市と台湾の人的そして物的交流が一層深まる中、市内の若者の方が中心となって、9月に開催をされました美祢ランタンナイトフェスティバルの成功は、市内外から高い評価を受けるとともに、これまでの取り組みの大きな成果のあらわれだろうというふうに思っております。

国際交流の推進による交流人口の拡大は、日本全体の人口が減っておる中、または国内マーケットの縮小が、もう出ておりますけれども、予想される中、今後の地

域、美祢地域の活性化につながるものであると確信をしたところでもあります。

次に、二つ目のエンジンであります六次産業化の創出についてであります。本年3月に、地域ブランドでありますミネコレクションに20品目を認定し、市内外に積極的にPRを行ってまいりました。現在、高い評価を受けておりますふるさと納税のお礼の品としてミネコレクション認定商品を加えるなど、新たな形でのPRにも取り組んでおります。

今後におきましても、ミネブランド認定制度を積極的に活用していくことにより、美祢市の新たな魅力を市内外に向けて広く情報発信できることに加え、新たなビジネスチャンスの創造につなげていきたい、また寄与させていきたいというふうに思っているところであります。

次に、三つ目のエンジンでありますジオパーク活動の推進についてであります。

ことしの4月に、新たにMine秋吉台ジオパーク構想を掲げ、山口大学との包括的連携協定や、秋吉台科学博物館を中心とした拠点施設の検討、また、ラジオ放送や落語をツールとした教育普及活動など、昨年、明確となりました諸課題解決のために全力で取り組んでまいったところであります。来年は、日本ジオパーク認定に向けまして新たなチャレンジ、再申請に向けて正念場を迎えることとなりますが、議会の皆様方、また市民の皆様方の一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、定住対策についてであります。

本年5月に、元総務大臣の増田氏を座長とします日本創成会議により、衝撃的な日本の人口に係る予測が公表されました。内容は、西暦2040年には、日本の市町村の約半数が消滅の可能性がある。まことに、先ほど申し上げたように衝撃的でした。特に本市のような中山間に位置する基礎自治体において、その可能性は大きく、手をこまねいている時間はないとの判断から、従来の人口定住に係る諸施策に加え、今年度、新たにMineワクワク住マイル事業を創設をいたしました。

本市は中山間地域に位置し、高齢化も進んだ地域ではありますが、私は誇りある美祢市を次の世代にしっかりと引き継ぐためには、トリプルエンジンに加え、県内トップクラスの条件を備えた定住支援策や子育て支援に係る諸施策を展開し、元気のある、また住みやすい美祢市を創出してまいりたいというふうに思っております。

今後とも、総合計画に定める基本理念であります、市民の方が夢・希望を持って

お暮らしをいただく交流拠点都市美祢市の実現に向けまして、市政運営に全力を傾注してまいり所存であります。

本年も余すところわずかとなりました。議員の皆様方には、今後とも変わらず、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますところであります。これから寒さもいよいよ増してまいりますけれども、議員の皆様方におかれましては、お体を大切にいとわれて、また御健勝で御多幸な新年をお迎えになられますよう、心から御祈念を申し上げます。

また、MYTを見ておられます市民の方々も、どうか幸せな明るい新年を迎えられるように心より願っております。

これをもちまして、私の年末に当たっての挨拶とさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。お世話になりました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

○議長（秋山哲朗君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、市民の皆様、市長を初め執行部の皆様及び議員の皆様には、温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年の国内を顧みますと、安倍内閣による日本経済再生のためのさまざまな政策が打ち出されているものの、本市のような地方に景気回復の実感はいまだありません。

国はこれに鑑み、東京への一極集中を是正することで雇用創出することや子育てしやすい環境づくりを進めることなど、地方創生や日本全体の人口減少に歯どめをかけようとしているところであります。

地方の元気なくして、国の発展はあり得ません。私たち地方自治体は、その権限を拡大し、地域の実情や特色を生かしたまちづくりをすることで、国の発展につなげられるものと考えております。

また、広島市北部における豪雨災害や御嶽山の噴火により、尊い命が一瞬に奪われるなど、改めて自然の驚異にさらされた年でもありました。自然災害は、いつどこで起こるか予想することは困難であります。私たちは、これら災害に強いまちづくりにも取り組むことを再認識させられたところであります。

本市におきましては、台湾台北市に開設した美祢市台北観光・交流事務所が3年

目を迎え、秋芳洞や秋吉台への海外からの観光客は、着実に増加しております。また、南投縣や水里郷との交流を契機とし、9月には第1回目の美祢ランタンナイトフェスティバルが、実行委員会の皆様の御尽力により、盛大に開催されました。これには、市内外から多くの方々がお越しになり、台湾の食や文化に触れることができ、今後さらなる国際交流の推進につながるものと考えております。

さて、本市議会は、7月に議会改革推進特別委員会を設置し、議員定数の適正化に関する事項と議会改革の推進に関する事項を協議しております。議員定数の適正化については、先ほど特別委員長からの報告がありましたが、市民の皆様には説明責任が果たせる定数にしてまいります。

また、議会改革の推進については、これまでも議会基本条例に基づき、議会報告会の開催や政策討論会などを通じて、市民に開かれ、自由闊達な議論ができるようにしてきたところでありますが、さらなる活性化のため議論をしてまいります。

なお、本会議及び委員会での携帯電話、スマートフォンについても、基本的なマナーとして取り扱いを遵守していただきたいと思っております。

市議会は、第一に住民を代表する公選の議員をもって構成をされ、本市の具体的政策を最終的に決定し、また、議員立法で条例などを制定することで、政策形成を行うこととなります。

第二として、執行部がとる行財政運営、事務処理や事業の実施が適法・適正に、しかも公平・公正、効率的になされているか、住民の立場に立って監視することです。

私たちは、自然と調和をし、潤いと活力に満ちたこのまちで、皆様が安全で安心してお暮らしいただけるよう、執行部との両輪で諸政策をスピード感を持って実行してまいりますので、今後とも議会活動に対しまして、より一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、寒さに向かいます折から、皆様方には、どうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

本年1年間、まことにありがとうございました。お世話になりました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて平成26年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします

す。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆様には、11時30分から全員協議会を開催いたしますので、お集まりをお願いいたします。

午前11時12分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月19日

美祢市議会議長

荒山 光宏

会議録署名議員

西岡 晃

”

荒山 光宏